

査答申請第 87 号

令和 8 年 6 月 25 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 林 晃大

令和 6 年 8 月 30 日付け「生生第 280 号」、「生生第 281 号」及び「生生第 282 号」で諮問のありました事案について、下記のとおり一括して答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求をいずれも棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和 6 年 5 月 10 日付け「生生第 80 号」でした決定、令和 6 年 5 月 31 日付け「生生第 110 号」でした決定及び令和 6 年 7 月 10 日付け「生生第 170 号」でした決定を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 令和 6 年 5 月 10 日付け「生生第 80 号」決定の経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項に基づいて「平成25年に生駒市役所 保護課(現生活支援課・生駒市福祉事務所)で、別紙家賃振込先通知書の原本を用いた家賃の代理納付申請手続きが行われた際に同課に提出された、家賃月額4万円と記された旧審査請求人宅の賃貸借契約書の写し並びに同宅の家賃に関して、A氏と審査請求人との間で、月額4万円の賃貸借契約が成立していた事を証明するもの(メモ書きやその他のものなども含む)全部」(以下「本件行政文書1」という。)の開示を請求した。

イ 市長は、前記開示請求に対し、本件行政文書1が存在しないとして開示しない決定をした。

ウ 審査請求人は、前記決定に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて、審査請求をした。

2 令和6年5月31日付け「生生第110号」でした決定の経緯

ア 審査請求人は、市長に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項に基づいて「平成25年に生駒市役所保護課(現生活支援課・生駒市福祉事務所)で、別紙家賃振込先通知書の原本を用いた家賃(住宅扶助費)の代理納付申請手続きが行われた際に同課に提出された、月額家賃の欄に4万円から5万9999円までの間の家賃金額が記された旧審査請求人宅の賃貸住宅賃貸借契約書(写しを含む)並びにその時の同宅の月額家賃に関して、前記の家賃金額の範囲内での賃貸借契約がA氏と審査請求人との間で成立していた事を証明するもの(メモ書きやその他のものなどを含む)全部」(以下「本件行政文書2」という。)の開示を請求した。

イ 市長は、前記開示請求に対し、本件行政文書2が存在しないとして開示しない決定をした。

ウ 審査請求人は、前記決定に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて、審査請求をした。

3 令和6年7月10日付け「生生第170号」でした決定の経緯

ア 審査請求人は、市長に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項に基づいて「平成25年に生駒市役所保護課(現生活支援課・生駒市福祉事務所)で、別紙家賃振込先通知書の原本を用いた家賃の代理納付申請手続きが行なわれた際に同課に提出された、家賃月額6万円と記された旧審査請求人宅の賃貸借契約書の写し全部」(以下「本件行政文書3」という。)の開示を請求した。

イ 市長は、前記開示請求に対し、本件行政文書3が存在しないとして開示しない決定をした。

ウ 審査請求人は、前記決定に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて、審査請求をした。

4 前提事実等

ア 審査請求人は、かねてよりA氏から住宅を借り受け、その家賃を、生駒市から、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、住宅扶助として受給していた。

イ 平成25年8月、生駒市福祉事務所長宛「家賃振込先通知書」と題する書面が提出されており、同書面は、家賃の振込先をA氏の口座とすることを依頼する内容である。なお、同書面には、A氏と審査請求人の自筆の署名と捺印が存在する。

ウ 生駒市は、上記イの依頼に基づき、当該家賃につき、平成25年8月分からA氏の口座への振込を開始した。この振込は、生活保護法第37条の2に基づく、いわゆる「住宅扶助の代理納付」である。

第3 当審査会の判断

生活保護に係る家賃代理納付の手続きにおいて、本件行政文書1、本件行政文書2及び本件行政文書3（以下併せて「本件各行政文書」という。）が存在しないとする実施機関の処分（以下「本件各処分」という。）について検討する。

審査請求人が主張する、平成25年の審査請求人の家賃代理納付制度の申請に際しては、生駒市役所保護課（当時）は、家主と借主双方が署名、押印した「家賃振込先通知書」の提出を求めており、他方で、賃貸借契約書その他審査請求人において主張する本件各行政文書の提出を審査請求人に求めていない。したがって、市長が本件各行政文書を受領していないことを前提とする本件各処分に不自然な点はない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第4 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月2日	・市長からの諮問（生生第280号、生生第281号及び生生282号）を受けた。
令和6年9月20日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和7年4月22日 （第193回審査会）	・審議を行った。
令和7年5月13日 （第194回審査会）	・審議を行った。
令和7年6月3日 （第195回審査会）	・審議を行った。
令和7年7月1日 （第196回審査会）	・審議を行った。

令和８年１月２７日 (第２０７回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年２月３日 (第２０８回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年２月２４日 (第２０９回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年３月２３日 (第２１０回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年４月２１日 (第２１１回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年５月１１日 (第２１２回審査会)	・ 審議を行った。
令和８年６月１０日 (第２１３回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学	会 長
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	会長職務代理者
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	
むな かた こう へい 棟 形 康 平	大阪教育大学	令和８年４月から
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学	令和８年３月まで